明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕

○金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**四四）　一

〔告　示〕

○日本国に帰化を許可する件（**法務**八〇）　二

○キリバス共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とキリバス共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**二一二）　三

○保安林の指定をする件（**農林水産**一一〇七～一一一四）　四

○保安林の指定を解除する件（**同**一一一五～一一一七）　四

○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一一一八）　五

○測量に関する専門の養成施設の登録事項の変更の届出があった件（**国土交通**六三七）　五

○砂防法第二条の土地を指定する件（**同**六三八～六四〇）　五

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（**同**六四一）　六

○信号符字を点附した件（**同**六四二）　六

○信号符字を取り消した件（**同**六四三）　六

○船舶国籍証書を無効とした件（**同**六四四）　六

○軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件（**同**六四五）　七

○船舶安全法の規定に基づき認定事業場として認定した件（**同**六四六、六四七）　七

○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件（**関東地方整備局**二〇六）　七

〔国会事項〕

〔人事異動〕

最高裁判所　八

〔公　告〕

諸事項　九

官庁

製造たばこ小売定価関係　三九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三九

会社その他

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三九

府令

○内閣府令第四十四号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十二条の二第七号（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二百二十三条の三第五項及び第六項の規定により読み替えて適用する信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四条の二及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第二条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月四日　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令及び投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（投資運用業に関する禁止行為） **第百三十条**　法第四十二条の二第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。 ［一～七　略］ 八　運用財産（法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号から第八号の三まで及び次項において同じ。）に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。 八の二　［略］	（投資運用業に関する禁止行為） **第百三十条**　［同上］ ［一～七　同上］ 八　運用財産（法第二条第八項第十四号に掲げる行為を行う業務に係るものに限る。以下この号及び次号並びに次項において同じ。）に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。）を行い、又は継続することを内容とした運用を行うこと。 八の二　［同上］